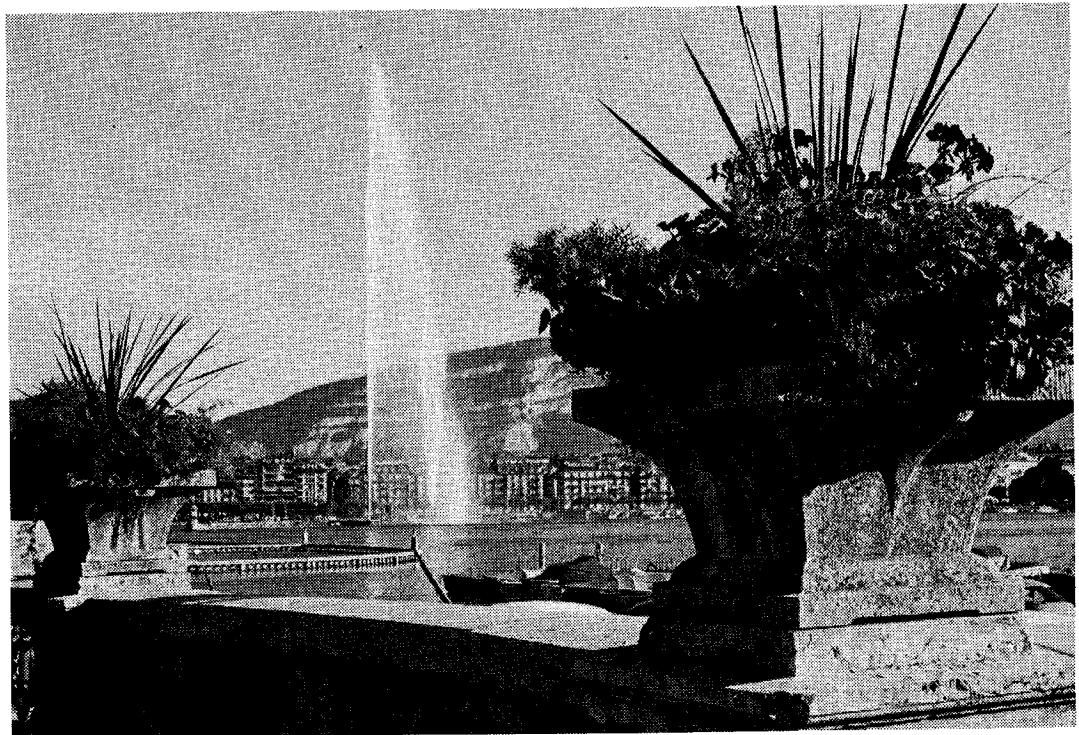


# ス　イ　ス　編



レマン湖

## I スイスの職業訓練

スイスでは、義務教育は大半の州では15才迄であり、その後の職業訓練に関する連邦規則の適用を含めて一貫して各州当局の責任にまかせられている。チュリッヒの連邦工科大学を除いて、教育機関はすべて各州自治体の監督下にあるため教育方針もそれぞれであり、義務教育も州により8年制又は9年制を探っている。

職業訓練に関する基本法は、1930年の連邦法と1963年9月の新法が二本の柱となって、職業訓練の一般基準が定められており、細目の施行規則は各州当局にまかせている。然し社会に貢献出来る職業人の育成と云う目標は各州で一致している。

職業訓練のパターンは、実技実習訓練は各企業でのOn-the Job式（見習工養成制度の基本形態）訓練と昼間の義務制による関連学科（職業学校で与える）との結合方式であり、ドイツの訓練方式と同様である。

見習工養成訓練は工業・手工業・商業・銀行・保険業・ホテル業・サービス業各分野に於て行なわれるが、職種により訓練期間はまちまちで短期1年制もあるが、平均して3年乃至4年である。

## II 職業訓練の実務機関としてのOFI AMT

訓練の期間や、関連学科の程度・学科の内容に関する各基準の決定は、OFI AMT（工業・手工業・労働連邦事務局：Office federal de l'industrie, des arts et metiers et du travail）が行う。只、職業訓練や関連教育の組織全体の責任は州当局に帰属する。OFI AMTが職種表や訓練規則等の作成に当っては、各企業組合や労使各団体の協力作業がある。

連邦機関たるOFI AMTは、職業訓練・教育の教科課程のモデル的な課程や

試験基準を作成するが、各州当局としては各地方の特性に応じて特定職種について州独自の基準を設定する権限を与えられている。

尚、OF I AMT は直接には連邦経済省の機関である。

### III 職業学校

(A) スイス全土には、職業学校が 255 校存在し、ここで見習工達に定時制の関連学科を昼間（週当り 7～9 時間）義務的に課するのである。

職業学校にも色々の規模があって、小さな施設での例は、21名の訓練生に 6 人の先生（定時制）と云うのもあれば、大にしては Zurich 市の如き 10,000 名の訓練生と 486 名の教師（常勤、定時制を含め）を擁する大規模の職業学校もある。

職業学校では原則として定時制の関連学科の授業があり、実技実習は各企業のオン・ザ・ショップ方式であると述べたが特別の例として、スイスは時計工業が盛んであるのでその地方で特に州当局の協力を得て、時計工業会社が独自の時計製作学校を設置して、そこでは時計技術の一貫訓練を実施しており、現場監督者、熟練工、修理工、販売要員に至る迄訓練を受けている。

又、全日制の職業学校もあって、ここでは関連学科の授業と実技訓練と両方を実施している。此の種の職業学校は 18 校ある。スイスの熟練工人口の約 15 % は、この全日制職業学校の出身者である。学校の経営は、その地方の団体であり連邦当局の監督下にある。但し、担当訓練職種は限られている。

（スイスで、全職種約 250 の内 12 職種程度に限られている）。

見習工養成訓練は大体以上のような各職業学校での関連学科と企業内訓練との結合によるが、義務教育修了者の若者の内、約 68 % の男子、32 % の女子がこれらの見習工訓練コースを進んでいる。

一  
内  
さ  
(B) 職業高等学校 (Berufsmittelschule) の試験的開校

OFIAMTと連邦政府の協力によってAargau州に実験的に職業高等学校が開校された。これは企業内訓練の改善を意図し、義務的関連学科の拡大即ち従来の週当り7~9時間制を10~14時間制としコースの訓練期間を6学期制とした。普通学科と職業学科は殆んど半々であり、学科の総時間数は2,500~2,620時間である。

前項(A)で説明した一般職業学校と違う点は、此の所謂上級職業学校は入学試験があり、又、第6学期の終りに、最終見習工試験のほかに、更に試験があり合格すれば工業専門学校に入学出来るのである。

此の新制度は若い見習工達に進学(工業専門学校)の道を開き、若者達が喜んで見習養成制度に入る誘因となるものと期待されている。

※ 1968年度の新規見習工養成契約数は、男子30,333人、女子14,012人であり、全年に於ける見習工総数は、男子93,800人、女子34,757人計128,557名であった。この数字は全年次の義務教育修了者の内男子68%、女子32%を占める事を示すものである。

## 訪問事例

## I ILO (International Labor office)

GENEVA, SWITZERLAND

面接者: Mr 安藤眞之 (Employers Relation Branch)

欧州全般の労使問題の説明をきく、職業訓練問題はふれず、本部見学。

## II ILO 附屬機関 CIRF 訪問

CIRF 即ち国際職業訓練情報調査センターを訪問して、副主幹 King 女史と職業訓練課調査班長 Mr, Schretzmayr 氏と面談した。

King 1969年本年春来日してその折職業訓練大学校にも来訪あり面識もあつたので、吾々視察団訪問については ILO 東京支局よりも連絡しておいたので特に日時を指定されていた。

1961年1月 CIRF 発足以来、欧米各国の職業訓練事情は CIRF 発行の各機関誌や文献目録を筆者は事前研究していたので、今回は、儀礼訪問の形を採った。尚、本報告書の記述は大半 CIRF 発行の文献に負うところが多く又、最も信頼すべき適確な情報源であるため各国現地訪問によって事実の判断や認識の上に大いに役立ったことを改めて、感謝し、その旨 King 女史並に Schretzmayr 氏に伝えて今後の協力を要請した。

註： 本報告書に引用したILO文献の主要なものは次のようになる。

1. CIRF Abstracts Volume 4~8
2. CIRF Training for progress 1962 No 3 VOL 2  
1965 No 2 VOL 4  
1966 No 2-3 VOL 5  
1967 No 2-4 VOL 6
3. CIRF monographs VOL 1 No 2  
European Apprenticeship 1966  
monographs VOL 1 No 1  
Training of Vocational Teachers 1966
4. ILO時報(季刊) 3号, 1968